

控除額計算書

生命保険料控除

●平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

【旧生命保険料】		【旧個人年金保険料】	
支払った保険料	(合計) 円	支払った保険料	(合計) 円
A		B	
A, Bの金額	控除額	Aの金額	控除額
~25,000円	Aの金額 円	Bの金額	円
25,001円~50,000円	A×0.5+12,500円 円	B×0.5+12,500円	円
50,001円~	A×0.25+25,000円(最高5万円) 円	B×0.25+25,000円(最高5万円) 円	円
C		D	

●平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

【新生命保険料】		【新個人年金保険料】		【介護医療保険料】	
支払った保険料	(合計) 円	支払った保険料	(合計) 円	支払った保険料	(合計) 円
E		F		G	
E, F, Gの金額	控除額	Fの金額	控除額	Gの金額	控除額
~20,000円	Eの金額 円	Fの金額	円	Gの金額	円
20,001円~40,000円	E×0.5+10,000円 円	F×0.5+10,000円	円	G×0.5+10,000円	円
40,001円~	E×0.25+20,000円(最高4万円) 円	F×0.25+20,000円(最高4万円) 円	円	G×0.25+20,000円(最高4万円) 円	円
H		I		J	
合計	C+H (最高4万円) (Cのみについて適用を受ける場合は、最高5万円)※ 円	D+I (最高4万円) (Dのみについて適用を受ける場合は、最高5万円)※ 円	J (最高4万円) 円	M 円	

※K又はLの計算において、新生命保険料及び旧生命保険料の両方又は新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方を支払っている場合で、その両方について生命保険料控除の適用を受けるときは、それぞれ4万円が適用限度額となりますが、例えばKの計算において、新生命保険料10万円、旧生命保険料15万円を支払った場合のように、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額(5万円)が新旧両方の生命保険料について生命保険料控除の適用を受ける場合の控除額(4万円)よりも有利になる場合には、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受けることにより、5万円を限度に生命保険料控除を受けることができます。新個人年金保険料と旧個人年金保険料の場合も同様です。
なお、この場合であっても、K+L+Mの金額の合計額は12万円が限度となります。

生命保険料控除額 (K+L+M)	(最高12万円)
円	
N	

↓
⑥へ

地震保険料控除

保険契約の別に証明された支払保険料	保険料の金額
地震保険料のみの場合	(合計) 円
A	
地震保険料と(旧)長期損害保険料の両方がある場合	地震保険料 円
	(旧)長期損害保険料 円
B	
	C
(旧)長期損害保険料のみの場合	(合計) 円
D	
A+B	円
E	
C+D	円
F	
Dの金額	~10,000円 Dの金額 円
	10,001円~ D×0.5+5,000円(最高15,000円) 円
G	
E+G	(最高5万円) 円
H	
Fの金額	~10,000円 Fの金額 円
	10,001円~ F×0.5+5,000円(最高15,000円) 円
I	
A+I	(最高5万円) 円
J	
地震保険料控除額 (HとJのいずれか多い方の金額)	円
K	

↓
⑦へ

計算してみよう!

市民税・県民税

所得金額	①
雑損控除	②
医療費控除	③
社会保険料控除	④
小規模企業等掛金控除	⑤
生命保険料控除	⑥
地震保険料控除	⑦
寄附金控除	⑧
寡婦(寡夫)控除	⑨
勤労学生控除	⑩
配偶者控除	⑪
配偶者特別控除	⑫
扶養控除	⑬
基礎控除	⑭
合計	⑮

パンフ P28~34 参照

⑮ = ② ~ ⑭ の合計

市県民税額 ① - ⑮ = 課税金額 × 10%

円

国保税・介護保険料

※ 課税対象金額 = 所得金額 - 基礎控除(330,000円)

国保税

課税対象金額 × 所得割 () = () A
 (家族数) × 均等割 () = () B
 平等割 () = () C
 資産評価額 × 資産税割 () = () C

介護保険料

課税対象金額 × 所得割 () = () D
 (40歳以上の人数) × 均等割 () = () E

国保税・介護保険料合計 ()

A+B+C+D+E

自治体によって平等割・資産割がありますので自治体の資産割等を () に当てはめて計算して下さい。